明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁**五九）　一
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**同**六〇）　五
○金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（**同**六一）　九
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（**同**六二）　三
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁・財務・経済産業**三）　五七
○農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（**金融庁・農林水産**一六）　七一
○北アルプス鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**環境**一一七）　八六
○立山特別保護地区を指定した件（**同**一一八）　八六
○北アルプス特別保護地区を指定した件（**同**一一九）　八六
○乗鞍特別保護地区を指定した件（**同**一二〇）　八七
○中海鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**同**一二一）　八七
○中海特別保護地区を指定した件（**同**一二二）　八七
○鳥島鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新した件（**同**一二三）　八八